

表4 統括的な役割を担う保健師を配置している自治体数【平成29年5月1日時点】

(単位:自治体)

	平成29年度	平成28年度	対28年度増減 (かっこ内は増減率)
都道府県(n=47)	46 (97.9%)	43 (91.5%)	3 (+7.0%)
市区町村(n=1,741)	866 (49.7%)	835 (48.0%)	31 (+3.7%)
うち 保健所設置市 (H28:n=72、 H29:n=74)	56 (75.7%)	50 (69.4%)	6 (+12.0%)
特別区 (n=23)	9 (39.1%)	8 (34.8%)	1 (+12.5%)
市町村 (H28:n=1,646 H29:n=1,644)	801 (48.7%)	777 (47.2%)	24 (+3.1%)
合 計	912 (51.0%)	878 (49.1%)	34 (+3.9%)

※4 統括的な役割を担う保健師とは、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。(出典:「地域における保健師の保健活動について」(平成25年4月19日健発0419第1号厚生労働省健康局長通知))(以下同じ)

表5 統括的な役割を担う保健師数【平成29年5月1日時点】

(単位:人)

	平成29年度	平成28年度	対28年度増減 (かっこ内は増減率)
都道府県(n=47)	286 (21.5%)	249 (20.0%)	37 (+14.9%)
市区町村(n=1,741)	1,045 (78.5%)	993 (80.0%)	52 (+5.2%)
うち 保健所設置市 (H28:n=72、 H29:n=74)	111 (8.3%)	60 (4.8%)	51 (+85.0%)
特別区 (n=23)	11 (0.8%)	8 (0.6%)	3 (+37.5%)
市町村 (H28:n=1,646 H29:n=1,644)	923 (69.3%)	925 (74.5%)	-2 (-0.2%)
合 計	1,331 (100%)	1,242 (100%)	89 (+7.2%)